

港区生活保護受給者等メンタルケア支援業務委託事業候補者選考委員会 採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)		
候補者名		記入者

1 基本事項の評価(事務局採点)			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	資格要件 (取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点) ※1人配置の場合の配点(2人以上配置する場合は配置時間数により按分) 精神保健福祉士 5点 臨床心理士 4点 保健師 3点 看護師 2点						×2		10
(2)	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・責任者又は担当者は十分な年数を経験しているか。 (事務局が客観的視点により採点) ※①～③を合計、件数は1年当たり1件でカウント、②③は計2人以上配置の場合、配置時間数により按分 17～20pt 5点、13～16pt 4点、9～12pt 3点、5～8pt 2点、1～0pt 1点 ①事業者の同種業務の実績 11件以上 10pt、8件～10件 8pt、5～7件 6pt、2～4件 4pt 1件 2pt 0件 0pt ②責任者の同種業務の実績 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt ③担当者の同種業務の実績 5件以上 5pt、4件 4pt、3件 3pt、2件 2pt、1件 1pt、0件 0pt						×1		20
(3)	専任性 (手持ち業務量)	・責任者又は担当者がどれくらい他の業務(案件)を担当しているか。 (事務局が客観的視点により採点) 責任者が専任(担当者未配置) 5点 担当者が専任(責任者未配置) 4点 責任者、担当者ともに兼任(他計2件まで) 4点 責任者、担当者ともに兼任(他計3件まで) 3点 責任者、担当者ともに兼任(他計4件まで) 1点 責任者、担当者ともに兼任(他計5件以上) 0点						×2		10
(4)	実施体制的的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局が客観的視点により採点)						×2		10
2 企画提案の評価【様式7】			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1) 業務の創意工夫について										
ア	業務の効果的・効率的な実施について	業務実施に当たって効果的・効率的と考えられる工夫の提案があるか。						×4		20
イ	メンタルケア支援の充実について	被保護者のメンタルケア支援を充実させる提案はあるか。						×6		30
(2) 専門性について										
ア	専門性の維持、向上のための取組について	業務に求められる専門性の維持、向上のための取組は十分か。						×4		20
イ	人材育成の取組について	研修や資格取得等人材育成の取組は十分か。						×4		20
(3) 関係者との連携について										
ア	ケースワーカーとの連携について	ケースワーカーと緊密な連携のもと十分な支援を提供できるか。						×4		20
イ	関係機関との連携について	関係機関(保健所(保健師)、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等)と連携することで被保護者の支援が十分にできるか。						×6		30
(4) 支援の継続性について										
ア	中長期的な視点での支援について	被保護者に対し、中長期的な方針のもとに支援を提供できるか。						×6		30
イ	人事異動や事業者交代の場合の対応について	人事異動や事業者交代の場合でも支援を継続する取組は想定されているか。						×2		10
3 見積額の評価			劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
			1	2	3	4	5			
(1)	見積額	参考見積価額(税込7,260,000円)に対する見積額は適正か。 ・人件費は適正に見積もられているか。 ・費用対効果は妥当か。 ※参考 本業務の契約実績(いずれも税込) R3:6,600,000円、人件費等内訳は不明 R4:5,809,248円(1年分に換算)、うち人件費5,224,350円(総額の90%)						×4		20
一次審査合計点										250

加点項目 ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%(小数点以下切上げ)を一次評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点(50点)の5%は2.5点なので、最大18点(3点×6項目)加算されます。	事務局採点配点の満点 (18点×5委員分)	90点
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 カ 女性活躍推進に対する評価 女性活躍推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算		

講評等(ポイントとなった事項など)